

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

① いじめ防止に向けての基本姿勢

ア 基本姿勢

児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめ防止のための対策を講じる。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うために、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員で共有し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

イ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

ウ いじめ解消認定の定義

いじめの「解消」とは、行為が3か月継続して止んでおり、かつ被害児童・保護者の面談で心身の苦痛を感じていないと認められる場合である。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

② いじめの防止等に関する具体的方策

ア 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

<具体的な対応策>

- (ア) 充実感や達成感を味わうことができる「分かる授業」づくりに努める。
- (イ) 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
- (ウ) 道徳教育では、いのちの教育や人権教育を推進し、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。道徳の授業ではいじめに関する教材を取り扱う。
- (エ) 学級運営では、自己存在感や自己有用感を高めるとともに、学級での居場所づくりに努め、互いに認め合える人間関係、安全・安心な学級風土をつくり、傍観者とならず、いじめを止めさせる行為をとる重要性を理解させるようにする。また、年2回の「Q-U」を実施し、児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態を把握し、今後の学級運営に生かす。
- (オ) 児童生徒会活動では、児童生徒の自主性を重んじ、共同的な活動を推進する。
- (カ) 特に配慮の必要な児童生徒（発達障害を含む障害のある児童生徒等）については、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うように努める。
- (キ) ネットいじめを防止するため、情報モラル教育を計画的に進めるとともに、ケータイ・スマホ安全教室を実施し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為であることを指導する。
- (ク) いじめを防ぐ取組やいじめを生まない適切な言動等、いじめについて理解を深め、教師の人権感覚を磨く研修を行う。
- (ケ) 保護者に、「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」を実施し、家庭と連携していじめの未然防止・早期発見に努める。

イ 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

<具体的な対応策>

- (ア) 全教職員が協力して、児童生徒を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、毎日の生活ノートや普段の授業等から、教職員間で情報の共有に努め、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- (イ) 気軽に相談できる雰囲気づくりや児童生徒との信頼関係の構築に努め、相談体制の充実を図る。
- (ウ) 学期毎に行う「いじめ・悩み調査」から児童生徒の現状を把握し、早期発見に努めるとともに、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
- (エ) 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

ウ 早期対応

いじめを把握した場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒等の安全を確保し、関係児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

<具体的な対応策>

- (ア) いじめが発見された場合は、関係教員等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して対応する。
- (イ) 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を迅速に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う児童生徒に対しては、毅然とした対応と指導を行う。
- (エ) 事案について教育委員会へ報告する。必要に応じ教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策カウンセラーの派遣要請を行う。
- (オ) 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。謝罪が必要な場合は、場を設定する。
- (カ) いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有して、いじめの再発を防止する。また、いじめが解決したと思われる場合（少なくとも3か月以上）でも、日常的に注意深く見守りを続け、必要な指導を行う。
- (キ) ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童生徒の生命身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育委員会や警察と連携して対応する。

③ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の教職員と、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策カウンセラー等は必要に応じて参加）、その他の関係者（育友会長、学校評議員は必要に応じて参加）による「いじめの防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を定期的で開催する。

<「いじめの防止対策委員会」の役割>

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）への協力要請、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ対策カウンセラーの派遣要請を行い、連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

<「いじめ防止サポート会議」の役割>

- ・月1回程度開催し、問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導についての情報を共有し、児童生徒の見守りや支援を行う。

④ 家庭や地域との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、育友会や地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。また、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関（警察署、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を行う。

＜具体的な取組＞

- (ア) 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- (イ) 電話連絡や連絡帳、各種たより等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- (ウ) いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- (エ) 育友会や学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。（育友会総会、学級懇談会、学校運営協議会等）
- (オ) スマートフォンや携帯型ゲーム機等を使ったネットいじめの事例を紹介するなど、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。また、「西の杜学園ネットルール5箇条」の周知を図るとともに、家庭において適切な指導が行われるように依頼する。

⑤ 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4	・いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止サポート会議	・育友会総会 ・カウンセラー来校予定日の紹介
5	・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介 ・親子奉仕活動
6	・いじめ・悩み調査の実施 ・「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」の実施 ・教育相談（全員面接） ・「Q-U」の実施 ・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介 ・運動会
7	・児童生徒会によるいじめ防止週間（集会や校内放送、標語・ポスターによる啓発） ・いじめ防止サポート会議 ・ケータイ・スマホ安全教室	・HPによる活動紹介 ・生徒指導だよりの発行 ・個別懇談会 ・資源回収
8	・いじめについての校内研修会 ・いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介
9	・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介
10	・いじめ・悩み調査の実施 ・「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」の実施 ・教育相談（全員面接） ・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介 ・学園祭（児童生徒会展示）
11	・いじめ防止サポート会議 ・「Q-U」の実施	・HPによる活動紹介
12	・児童生徒会によるいじめ防止週間（集会や校内放送、標語・ポスターによる啓発） ・保護者会における啓発活動 ・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介 ・生徒指導だよりの発行 ・個別懇談会
1	・いじめ防止サポート会議 ・いじめ・悩み調査の実施 ・「いじめ早期発見のための家庭用アンケート」の実施	・HPによる活動紹介
2	・教育相談（全員面接） ・いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介
3	・いじめ防止サポート会議	・HPによる活動紹介 ・個別懇談会 ・生徒指導だよりの発行

--	--	--